

国指定三貫島鳥獣保護区計画書

【存続期間の更新】

令和3年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

三貫島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

岩手県釜石市所在三貫島の区域及び周辺岩礁

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで（20年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、岩手県釜石市北東の両石湾沖、本州本土から約1.5kmの場所に位置する三貫島の全域で、北西約1km、南北約500m、面積は約30haの小島嶼（無人島）である。最高標高は128mで、海岸線の多くが険しい断崖地形となっている。

当該地は、ヒメクロウミツバメ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）を始めとするウミツバメ類3種の全国的に重要な繁殖地であるほか、三陸沿岸におけるオオミズナギドリ（岩手県レッドデータブックDランク）の最大の繁殖地ともなっている。

ヒメクロウミツバメは、日本近海に分布し、三貫島に繁殖のために飛来する海鳥である。国内では数箇所の繁殖地が確認されているものの、生活史や食性についてはほとんど知られておらず、三貫島は太平洋側北部において唯一確認されている繁殖地である。

また、国内で繁殖地が3箇所のみ確認されているクロコシジロウミツバメ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類、国内希少野生動植物種、岩手県レッドデータブックBランク）が少数ながら繁殖しているほか、コシジロウミツバメ（岩手県レッドデータブックDランク）も繁殖しており、これら3種のウミツバメ類が同所的に繁殖する唯一の場所であることから重要性が高い。

以上のとおり、当該区域はヒメクロウミツバメを始めとする希少な海鳥の繁殖地として重要であることから、集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、ヒメクロウミツバメ、クロコシジロウミツバメ等の希少な海鳥類の繁殖環境を保護するため適切な管理に努める。
- 2) 環境省職員及び鳥獣保護区管理員による年2回の上陸巡視を行い、ヒメクロウミツバメを始めオオミズナギドリ等の海鳥、その他の鳥獣の生息動向を把握する。
- 3) 鳥類の安定的な繁殖環境の保全のため、関係地方公共団体、地域住民等との連携協力に努める。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、岩手県釜石市北東の両石湾沖の本州本土から約 1.5km に位置し、島の中心部は北緯 39 度 18 分、東経 141 度 59 分である。

イ 地形、地質等

当該地区は、北西約 1 km 南北約 500m、面積約 30ha の最高標高 128m の小島嶼（無人島）で、海岸線の多くが険しい断崖地形である。平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震で生じた斜面崩壊と津波により、島西端部のウミツバメ類の繁殖地が半分程度埋まるなどの被害が発生したが、その後も繁殖の可能性が確認されている。急峻な地形のため確認が困難な島西端部以外の地点でのウミツバメ類の繁殖の可能性も示されている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、島の海岸沿いや崖地にラセイソウハマガク群落が分布し、中央部のやや緩傾斜地にタブノキ群落、ケヤキ群落、ヤマツツジアカマツ群集の木本群落が分布している。島の北側斜面には木本群落を取り巻くようにススキ群落が分布している。植物相は 64 科 181 種となっている。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としてはウミツバメ類、オオミズナギドリ、ウミスズメ、ヒメウ等の海鳥、シジュウカラやメジロ等の森林性の鳥類、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ等の猛禽類など 12 目 28 科 57 種が確認されている。

当該区域は、ウミツバメ類の集団繁殖地となっていることに加え、オオミズナギドリの集団繁殖地ともなっており、三陸沖 7 島において最大の繁殖地であるとされている。また、周囲の小島や岩礁ではウミウ、ウミネコ、オオセグロカモメ等が繁殖している。

その他の動物類の確認はほとんどなく、獣類では近年コウモリ類 1 種の確認があるが、鳥類以外の生物相は少なく、海鳥類の繁殖の脅威となるネズミ類やヘビ類の確認記録がないことから、海鳥の繁殖環境として貴重な環境となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

コウモリ類 1 種の記録があるのみ。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | — |
| (2) 特別保護地区用制札 | — |
| (3) 案内板 | — |
| (4) 給水器 | — |
| (5) 給餌台 | — |
| (6) 巣箱 | — |

(7) そ の 他 —

6 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区は、ヒメクロウミツバメ等の集団繁殖地を保全する上で重要であり、これらの鳥類の繁殖地及び生息地の保護に支障を来す行為を禁止し、当該区域に生息する鳥類の保護を図る必要があるため、引き続き鳥獣保護区を指定する必要がある。

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 56 年 11 月 1 日（昭和 56 年 10 月 27 日 環境庁告示第 97 号）

(2) 経緯

平成 3 年 11 月 1 日（平成 3 年 10 月 31 日 環境庁告示第 49 号）

存続期間の更新

平成 13 年 11 月 1 日（平成 13 年 10 月 29 日 環境省告示第 60 号）

存続期間の更新

別表1 国指定三貫島鳥獣保護区（三貫島特別保護地区）の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(25) 30 ha	ha	ha	(25) 30 ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野	(25) 26 ha	ha	ha	(25) 26 ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	(0) 4 ha	ha	ha	(0) 4 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	(0) ha	ha	ha	(0) ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	4 ha	ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	(25) 26 ha	ha	ha	(25) 26 ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	(25) 26 ha	ha	ha	(25) 26 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	(25) 26 ha	ha	ha	(25) 26 ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	(25) 30 ha	ha	ha	(25) 30 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	(25) 30 ha	ha	ha	(25) 30 ha	ha	ha	ha	ha	ha
(三陸復興国立公園)									
特別保護地区	(25) 30 ha			(25) 30 ha					
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	(25) 26 ha	ha	ha	(25) 26 ha	ha	ha	ha	ha	ha
(三貫島オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメ繁殖地)									

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)国指定三貫島鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
カモ	カモ	マガモ		冬鳥	
		カルガモ		留鳥	
		シノリガモ	岩手県C	冬鳥	
		クロガモ		冬鳥	
		ウミアイサ		冬鳥	
カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ	岩手県D	冬鳥	
ミズナギドリ	ミズナギドリ	○ オオミズナギドリ	岩手県D	留鳥	
		ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ	CR 国内希少 岩手県B	夏鳥
			ヒメクロウミツバメ	VU 岩手県B	夏鳥
			コシジロウミツバメ	岩手県D	夏鳥
カツオドリ	ウ	ヒメウ	EN 岩手県C	留鳥	
		○ ウミウ		留鳥	
ペリカン	サギ	ゴイサギ		留鳥	
		アオサギ		留鳥	
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ		夏鳥	
チドリ	シギ	キアシシギ		旅鳥	
		カモメ	ミツユビカモメ	冬鳥	
	ウミスズメ	○ ウミネコ			留鳥
			ワシカモメ		冬鳥
			セグロカモメ		冬鳥
		○ オオセグロカモメ		留鳥	
			ハシブトウミガラス		冬鳥
			ウミスズメ	CR 岩手県A	冬鳥
			カンムリウミスズメ	VU 天然記念物 岩手県C	留鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT 岩手県B	留鳥	
	タカ	○ トビ		留鳥	
		○ オジロワシ	VU 国内希少・国 際希少 天然記念物 岩手県A	冬鳥	
		○ オオワシ	VU 国内希少 天然記念物 岩手県A	冬鳥	
		ノスリ	岩手県D	留鳥	
キツツキ	キツツキ	コゲラ		留鳥	
		アカゲラ		留鳥	
		アオゲラ		留鳥	
ハヤブサ	ハヤブサ	○ ハヤブサ	VU 国内希少 岩手県A	留鳥	
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	VU 岩手県C	留鳥	
		カラス	カケス		留鳥
			ハシボソガラス		留鳥
			ハシブトガラス		留鳥
	シジュウカラ	ヤマガラ		留鳥	
		シジュウカラ		留鳥	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ		留鳥	
	ウグイス	ウグイス		留鳥	
		ヤブサメ		夏鳥	
		メジロ	メジロ		留鳥
		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ		留鳥
		ミソサザイ	ミソサザイ		留鳥
		ムクドリ	コムクドリ		夏鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ヒタキ	シロハラ		冬鳥
		イソヒヨドリ		留鳥
		サメビタキ	岩手県D	夏鳥
		キビタキ		夏鳥
	セキレイ	ハクセキレイ		留鳥
	アトリ	カワラヒワ		留鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
	ホオジロ	ホオジロ		留鳥
		アオジ		留鳥
ハト	ハト	カワラバト		留鳥
合計	12目	28科	57種	

(注)

- データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、平成30年度国指定三貫島鳥獣保護区指定計画策定調査業務の現地調査結果に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2020
EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類
VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
国内希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物
岩手県レッドデータブック
Aランク: 絶滅の危機に瀕している種(環境省RDBの絶滅危惧Ⅰ類に相当)
Bランク: 絶滅の危機が増大している種(環境省RDBの絶滅危惧Ⅱ類に相当)
Cランク: 存続基盤が脆弱な種(環境省RDBの準絶滅危惧に相当)
Dランク: Cランクに準ずる。優れた自然環境の指標となる。岩手県を南限または北限とする種。
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。